



第482号

発行

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

 徳島市津田海岸町2-33
 電話 (088) 636-1234(代)
 FAX (088) 636-1122

発行責任者 吉村 正

令和2年度

第1回理事会を開催

県環境技術センターは、4月30日(木)午後2時から令和2年度第1回理事会を開催した。

今回の理事会は新型コロナウイルス感染予防措置として、テレビ会議に対応した環境も整え、会場には理事7名(うちテレビ会議出席1名)、監事2名の役員が出席した。

はじめに司会者の川原事業推進部長が、定款第40条の定足数を満たしているので理事会が有効である旨を報告した。進行にあたり、吉村会長・高橋副会長が欠席となったため、その旨を報告した上で、規定に基づき空保専務理事が議長を代行し、議事を進行した。

《協議事項》

【第1号議案】第10回定時社員総会について

(1) 社員総会の開催について

新型コロナウイルス感染症が拡大し、各種イベント等の開催が中止されている中、第10回定時社員総会の開催の可否について協議した。

内閣府からの公益法人の運営に関する通知では、議決権行使書などの書面・電磁的方法による開催方法が示されたため、事務局案として、感染症予防に努めながら以下の体制で開催することを提案し、承認を受けた。

①開催日程 令和2年5月27日(水) 15:00～

②会場 徳島グランヴィリオホテル(密にならない会場)

③総会の内容

- ・会員には議決権行使書による書面出席を促す
- ・来賓のご案内、表彰等の式典、懇親会を中止

(2) 第10回定時社員総会に付議すべき議案について

①令和元年度事業報告及び収支決算報告について

川原部長が、令和元年度の各種事業について報告、山下総務課長が、貸借対照表や正味財産増減計算書について報告し承認を受けた。

②理事(10名)及び監事(2名)の選出について

3月から4月にかけて行った部会別役員候補者選出の結果に基づき、理事10名、監事2名の候補者を総会に提案することが承認された。

《理事候補者》 ※は新任

施工部会 2名 田村 茂人 氏：豊栄設備工業(株)
 ※高尾 武司 氏：(株)ユニパック

保守点検部会 2名 森 玄德 氏：(有)森清浄社
 ※岩本 英司 氏：(株)岩本総業

清掃部会
2名

※井内 孝明 氏：(有)井内開発

※林 哲郎 氏：毎日衛生(有)

メーカー部会
2名

※加統 叙男 氏：(株)ハウステック

石村 純洋 氏：

フジクリーン工業(株)高松営業所

員外
2名

※三好 一生：徳島県環境技術センター

空保 恭章：徳島県環境技術センター

《監事候補者》

長地 孝夫 氏：公認会計士長地孝夫事務所

志摩 恭臣 氏：朝田啓祐法律事務所

(3) 社員総会の目的事項等について

定款第18条3項の規定に基づき、総会の目的事項等、並びに代理権を証明する方法について、案内文書の内容や様式を協議した結果、原案通り承認された。

(4) センター功労会員表彰の推薦及び事業従事者表彰の承認について

センター功労会員表彰等の表彰者が以下のとおり推薦され全員の表彰が決定した。

○功労会員表彰 2名

山田 高章 日の出工業(有)

笹野 義秀 (株)ササノ

○事業従事者表彰 7名

石川 友和 日の出工業(有)

上村 裕司 (有)光エンテックス

谷崎 光代 (有)エスピック工業

五島 真治 (株)マナベ商事

友成 美幸 (株)アズマ四国

武田 尚文 豊栄設備工業(株)

滝 和也 中筋建工(株)

○センター職員表彰 2名

井関 貴美子、森本 貴和

(5) 社員総会の議事運営について

総会開催における進行の役割分担について確認を行った。

(6) 社員総会終了後の理事会開催について

役員改選により、総会終了後の理事会の招集手続きが行えないため、理事会招集手続きを省略する同意書を得ることで承認を受けた。

【第2号議案】新型コロナウイルス感染予防対策におけるマスクの確保について

浄化槽関連事業者は「緊急事態宣言時にも事業の継続が求められる事業者である」とされる中、マスクが適正価格で入手できないため、まとめ買い等も検討しながら情報提供していくこととした。

【第3号議案】PC底板にかかる資材高騰による販売価格の見直しについて

センターが販売するPC底板の資材等の高騰により販売価格の見直しについて提案したが、結論には至らず、今後検討していくこととした。

《報告事項》**(1) 会員企業の退会について**

会員企業2社の退会報告を行った。

(2) 令和2年度省エネ型浄化槽システム推進事業について

4月16日から交付申請書の公募が開始されたことを報告した。

(3) 県条例等の改正の概要について

今年度から改正となった県条例の概要について説明を行った。

- ・保守点検登録条例
- ・保守点検登録条例施行規則
- ・浄化槽事務取扱要領

(4) 執行理事の業務報告について

執行理事が参加・出席した事業について報告した。

(5) その他について

①浄化槽管理士講習（徳島会場）の開催中止について
感染症拡大予防のため、徳島開催が中止となったことを報告した。

②浄化槽教室未実施の対応について

感染症拡大の影響により、浄化槽教室が開催できないため、WEB上で動画配信の計画があることを報告した。

以上全ての議事が終了したため、午後4時10分に閉会した。

**県保守点検業者登録
条例等の改正について**

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令題号）が改正され、令和2年4月1日から施行された。

これに伴い、浄化槽使用の休止手続き及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保につき、徳島県において、関連する県条例等が改正された。

改正内容は以下のとおり。

**○徳島県浄化槽保守点検業者登録条例および
徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則****(1) 【浄化槽管理士に対する研修機会の確保】**

浄化槽法の改正により、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」に関する事項が新たに追加されたことを受け、標記県条例および施行規則が改正され、保守点検業の登録（更新）時の要件に新たに追加された。

・浄化槽管理士の研修義務

浄化槽保守点検業者は、その使用する浄化槽管理士に対し、知事が指定する研修を登録の有効期間（3ヶ年）ごとに一回以上受講させなければならない。（登録条例第11条2項）

・登録（更新）時に管理士の受講実績及び受講計画添付

保守点検業者の登録（更新）の際には、登録する管理士の知事が指定する研修の受講実績及び受講計画を記載した書面を提出しなければならない。（登録条例第4条1項6、施行規則第3条5項(3)、施行規則別紙様式第1号）

(2) 【その他の改正】**①浄化槽管理士の営業区域について**

管理士の営業区域についての取り扱いが見直され、登録を受けた保守点検業者は営業所を設置し「営業区域ごとに専任の浄化槽管理士を置く」から「営業所ごとに営業区域の数以上の専任の浄化槽管理士を置く」に改正された。（登録条例第11条1項）

（施行規則様式第1号、様式第7号）

②浄化槽管理士の雇用証明書の提出

保守点検業の登録（更新）時の申請書類に浄化槽管理士の雇用を証する様式が追加された。

（施行規則様式第4号）

③備える器具の追加

営業所ごとに備える器具に、混合液浮遊物質濃度（MLSS）測定器具が追加された。

（施行細則第7条(1)、施行細則様式第3号）

④暴力団排除条項の適用

（登録条例第6条5項、9項）

○徳島県浄化槽事務取扱要領**【浄化槽の使用休止届出の創設】**

浄化槽法の改正では、浄化槽管理者は浄化槽の休止にあたり清掃を行った「清掃の記録」を添付し「浄化槽使用休止届出書」を知事に届け出ることにより、当該届出書が提出された浄化槽は、休止期間中の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の義務が免除される。

但し、使用を再開する場合は再開した日から30日以内に「浄化槽使用再開届出書」を届けなければならない。

これに伴い「徳島県浄化槽事務取扱要領」に、以下の様式等が追加された。

- ・浄化槽使用休止届出書（様式10-1）
- ・浄化槽使用再開届出書（様式10-2）

浄化槽と50年

第4章 新事務所・ 新名称で新たな出発

H.6～H.8

50th
anniversary

歳月は流れ、平成6年5月の通常総会には、協会の将来性とより一層の発展を目指し、21世紀にふさわしい名称として「社団法人徳島県環境技術センター」に変更された。

この時点で、本部職員18名、徳島支部職員2名。徳島保健所別館で同居していたため事務所は手狭であった。

折しも、徳島保健所が老朽化に伴い、全面改築に着手することになり、センターも検査事業部を含め事務所を移転新築する方向で検討に入った。

事務所の移転新築に伴い、センターは、三木知事に県有地の借地を要望した。県有地問題で対応したのが環境保全課の福島啓治課長補佐だった。寒川・岡田両副会長と福島課長補佐の三人は、連日連夜協議を重ね最終的に徳島市沖浜東3丁目の県有地408㎡（124坪）を借りることが決まった。

新事務所は平成6年6月に着工、翌7年2月に鉄骨造り3階建の事務所が完成した。

建築費は約4千2百万円。ちなみに銀行融資は受けていない。建築資金は、役員及び会員が預かり金を持ち寄りセンターの手持ちの現金を合わせて建てた。

落成式は、7年2月10日徳島プリンスホテルで盛大に挙げた。このとき、蔵本会長は、「事務所を拠点に、より一層本県の水環境保全に努めたい」と挨拶した。

平成7年4月、県は「浄化槽法定検査受検率向上への長期ビジョン」を策定した。

この長期ビジョンには、①法定検査未受検者に対する保健所長名による受検督促の実施、②県からの不適正浄化槽への改善指導実施、③浄化槽教室の開催などが示されていた。

事務所の新築移転を無事やり遂げた蔵本会長は、平成7年6月の理事会で「後任に道を譲る」として勇退、新会長に寒川喜義氏が就任した。

平成8年度、新築した事務所の検査室が手狭になった。それまで7条検査に導入していたBOD検査を51人槽以上の11条検査にも導入することになったためである。しかし、事務所建築で資金がない。



第4代会長
寒川 喜義氏

この時、岡田副会長は県環境保全課の田村忠之課長に検査室整備のための補助金の支援を求めた。渋る県と度重なる交渉の末、検査機器整備費2千万円の2分の1の1千万円の県費補助が決定し、検査室の増築とBOD検査機器が整備された。

この年、県からの支援は、県有地貸付、検査機器整備に1千万円の補助、県委託事業費は年額1千万円になっていた。

この年の委託事業から県内の浄化槽一斉（悉皆）調査がスタートした。この事業は以後平成21年度までの14年間続き、県内全域の浄化槽情報が収集されていく。そして、長い時間をかけて収集した浄化槽データは、浄化槽の適正な維持管理指導、法定検査の受検指導、無届指導などに活用していくことになる。

浄化槽による徳島県の水環境整備は県とセンターの二人三脚の成果といえる。（原岡艶甲）

【一斉調査14年間の成果】

(平成22年3月末現在)

- | | |
|-------------|--|
| ①調査訪問世帯数 | 27万5千世帯（全世帯の90%） |
| ②無届浄化槽発見数 | 6万2千基
（設置数全体の無届率は30%・調査数全体の無届率は23%） |
| ③無届指導による届出数 | 1万4千基（対調査数23%） |
| ④汲み取り世帯 | 4万7千戸 |



名称変更と会館建設を可決した平成6年度通常総会（H6.5.30）

沖浜事務所完成
（平成7年2月）



旧三好町役場前 いざ一斉調査へ出発

[次回につづく](#)

令和元年度

業務・会計監査実施

県環境技術センターは、4月22日午前10時から、令和元年度の事業及び会計監査を実施した。

監査には、監事の長地孝夫公認会計士、志摩恭臣弁護士が出席、執行部からは、空保専務理事が出席、事務局として三好事務局次長、川原事業推進部長、山下総務課長が出席した。

まず、川原部長から令和元年度に行った事業報告を、山下課長から同じく令和元年度の会計報告・説明を行った。

事業としては、主幹業務である法定検査は、7条・11条検査合わせて89,616基を実施、11条検査の受検率が59.2%となったことや、不適正浄化槽に対する指導改善状況、その他センターが行う事業実績について報告した。

また、会計報告では、検査料収入及び分析料収入の増加報告のほか、前年度比で金額差の大きい科目について補足説明を行いながら報告した。

その後、関係の諸帳簿を監査し、令和元年度の事業報告書及び収支決算書類は承認された。



退会企業

次の2社の企業が退会されました。

1. 社名：飯島電子工業(株)
代表者：福嶋 康雄
所属：メーカー
2. 社名：中西設備工業
代表者：中西 俊光
所属：施工

【5月号の問題の答え】

問題1(イ)、問題2(イ)、問題3(イ)

水質計量便り

～夏マスク「熱中症」のリスク～

5月に入って早々から真夏日を記録するなど、もう7月上旬並みの暑さです。すでに熱中症に注意が必要かもしれませんね。

さて、年度末からコロナ禍の影響で生活が一変し、不要不急の外出自粛などをはじめ、不自由な生活を強いられています。その一つにマスクの着用があります。これまでは、気温の低いインフルエンザの流行時や花粉症の季節に着用されていたマスクですが、今年は新型コロナ感染拡大予防のため、暑くなるこれからの季節も着用は欠かせないかもしれません。

そこで注意すべきことは、気温が上がる時期のマスク着用が、熱中症のリスクを高める要因になるということです。

気温30度で顔の表面温度を測ると、30度前後ですが、マスクを着けると、中がかなり暑くなり十数分後では顔の表面温度は37度に上昇というデータも有ります。結果、マスクをつけることで体温も上がりやすくなる傾向にあることから、体の中に熱がこもり、体温調節しにくくなること、さらに、マスクをつけっぱなしだと口の中の渇きが緩和されてしまうため、喉の渇きに気づきにくいリスクにつながるということです。

そこで、「夏のマスク」による熱中症を防ぐための対策として、まずは、首や足首など肌を出す「放熱しやすい服装」を選ぶこと。2つ目は「こまめに水分補給」し、2～3時間に1回300ml程度飲むとよいとのこと。3つ目は、通気性のよい紙や木綿などの「汗を吸収しやすいマスク」を選ぶことだそうです。通気性のよい素材でも飛沫拡散防止としての効果は期待できるそうです。

あとは、暑くても、感染症は手から感染する可能性が高いので、なるべく顔に触れないようにすることが大切だそうですよ。

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和2年5月28日～令和2年6月30日
地区：徳島市、藍住町、北島町、佐那河内村、石井町、上板町、板野町、鳴門市、松茂町

○7条検査

日程：令和2年5月28日～令和2年6月30日
地区：藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、美馬市、つるぎ町、徳島市

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和2年5月28日～令和2年6月30日
地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和2年5月28日～令和2年6月30日
地区：神山町全域

